広島県内の社会保険労務士さま対象

使用者側弁護士による

労働問題研究会

実務・事例に基づき徹底解説

当事務所では、広島県内の社会保険労務士様を対象に、労務問題をテーマにした労働問題研究会（定期勉強会）を開催しております。クライアントからの労使問題に関するご相談および対応に関して、参考にしていただけますと幸甚でございます。

テーマ

問題社員対応

企業にとって、問題社員への対応は常に頭を悩ませる問題であり、当事務所の企業関係のご相談のうちほとんどが問題社員への対応に関するものと言っても過言ではありません。また、現在の社会情勢により、問題社員の解雇等を検討されている企業も増加してきています。そこで、今回のセミナーでは具体的な事例をベースに、問題社員への対応方法についてお伝えいたします。

日　時　2021年 2月17日(水)　15:00～17:00

会　場　オンライン会場（ZOOM）

当事務所の労働問題研究会とは？

① 使用者側に特化した弁護士が時流に沿った労務トラブルを取り上げます！
② 講師は労働問題を熟知した弁護士が責任をもって務めます！
③ 実際の紛争トラブルを参考に自社に落とし込みいただける実践的内容です！
④ 少人数の勉強会形式なので気軽に質問でき、理解が深まります！

参加費　2,000円（税込） 1回あたりの参加費用となります。	顧問先様は**無料**

参加特典

今回の研究会にご参加の方へ特典がございます。

01　無料相談（初回60分）　※クライアントの相談も可能
02　就業規則作成アドバイス

お問い合わせ先／弁護士法人千瑞穂法律事務所
TEL：082-962-0286　FAX：082-962-0289
URL：https://www.kigyo-law.net/

弁護士法人
千瑞穂法律事務所
Sennomizuho Law Office

こんな「問題社員」に関するご相談が近年増えております

- 問題のある社員を解雇したい。
- 問題のある社員への注意指導の方法等について知りたい。
- 問題のある社員への対応がハラスメントに該当するケースについて知りたい。
- 解雇・退職勧奨をして後に争いにならないか心配している。

今回の研究会で学べるポイント

1. 勤務成績が不良な社員への対応方法
2. 専門的能力を期待して採用した労働者の勤務成績が不良である場合の対応方法
3. 会社のネガティブキャンペーンを行う社員への対応方法
4. 会社や上司の悪口をＳＮＳに投稿してしまった社員への対応方法
5. 就労時間中に、私用のメールやネットサーフィンを行っている社員への対応
6. 会社に黙って副業をしている社員への対応
7. 成績不良な社員に対して炎天下の中草むしり等をさせることの適否
8. 合意書作成時の注意点

当日の講師ご紹介

弁護士法人千瑞穂法律事務所　弁護士　桝井　楓

広島弁護士会所属。広島大学法科大学院を修了し、司法試験に合格。企業法務を中心的な案件として扱う弁護士法人千瑞穂法律事務所に所属し、様々な業種の企業の労務問題につき法的助言や訴訟活動を行う。

ファックスでお申込みの方は
下記欄にご記入の上お申し込みください。

FAX. 082-962-0289

お申込み締切／2021年 2月12(金)

※ 定員に達し次第締め切らせていただきますのでお早めにお申し込みください。
※ 当事務所のHP（https://www.kigyo-law.net/）からもお申し込み可能です。

スマートフォンでのお申し込みは
下記QRからお願いいたします

貴事務所名		ご担当者様名	フリガナ
ご出席者様名	フリガナ	役職名	
ご住所	〒		
ご連絡先 電話番号	（　　）　　－	メール アドレス	